

令和7年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 6月20日 開議

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 7 年 6 月 2 0 日 午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 (議案第 4 号) 美瑛町宿泊税条例の制定について  
(美瑛町新税審査特別委員会審査報告)
- 第 2 の 2 発議第 2 号 (議案第 4 号) 美瑛町宿泊税条例の制定に対する付帯決議について
- 第 3 (議案第 5 号) 美瑛町駐車場利用税条例の制定について  
(美瑛町新税審査特別委員会審査報告)
- 第 4 (議案第 6 号) 美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定について  
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 5 議案第 1 号 美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について
- 第 6 発議第 1 号 美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 2 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 3 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 9 議案第 1 3 号 美瑛町名誉町民の推薦について
- 第 1 0 議案第 4 号 令和 7 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 1 議案第 5 号 令和 7 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 2 議案第 6 号 令和 7 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 1 3 議案第 7 号 令和 7 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 4 議案第 8 号 請負契約の締結について
- 第 1 5 議案第 9 号 請負契約の締結について
- 第 1 6 議案第 1 0 号 財産の取得について
- 第 1 7 議案第 1 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 1 8 議案第 1 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 1 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 0 報告第 1 号 令和 6 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 2 1 報告第 2 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第 2 2 報告第 3 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第 2 3 報告第 4 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

- 第24 報告第5号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第25 意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
- 第26 意見書案第5号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書について
- 第27 意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について
- 第28 意見書案第7号 2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 第29 意見書案第8号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 第30 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について
- 第31 意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改訂版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について
- 第32 議員の派遣について
- 第33 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君										
副	町	長	吉	川	智	巳	君									
会	計	管	理	者	今	野	聖	貴	君							
総	務	課	長	新	村		猛	君								
行	財	政	改	革	推	進	室	長	竹	本	匡	志	君			
ま	ち	づ	く	り	推	進	課	長	高	島	和	浩	君			
地	域	み	ら	い	創	造	室	長	谷	口	雄	二	君			
税	務	課	長	岩	佐	和	男	君								
収	納	対	策	室	長	山	上	修	司	君						
住	民	生	活	課	長	庄	司	篤	史	君						
保	健	福	祉	課	長	鎌	田	静	香	君						
地	域	包	括	支	援	セ	ン	タ	ー	所	長	藤	本	浩	彰	君
子	ど	も	・	子	育	て	支	援	室	長	江	花		一	君	
商	工	観	光	交	流	課	長	赤	間	昭	己	君				
文	化	ス	ポ	ー	ツ	課	長	才	川	健	一	君				
ジ	オ	パ	ー	ク	推	進	室	長	長	野	克	哉	君			
農	林	課	長	平	間	克	哉	君								
建	設	水	道	課	長	今	瀧		毅	君						
水	道	整	備	室	長	石	崎	智	大	君						
町	立	病	院	事	務	局	長	才	川	育	世	君				
総	務	課	課	長	補	佐	柴	田	崇	史	君					
総	務	課	課	長	補	佐	餌	取		良	君					
教	育	課	長	鈴	木	貴	久	君								
管	理	課	長	鈴	木		誠	君								
図	書	館	長	大	庭	路	世	君								
農	業	委	員	会	会	長	只	野		透	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	観	音	太	郎	君			
代	表	監	査	委	員	菅		範	之	君						

○書記

事務局長 梶原 祐治 君  
係長 藤原 元貴 君

---

開議挨拶

---

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和7年度第4回美瑛町議会定例会2日目であります。本日の審議案件は、議案14件のほか、報告事項、意見書等、多岐多数にわたっているところではありますが、よろしくご審議のほど申し上げまして、開会開議の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

---

開議宣告

---

○議長（野村祐司議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

ここで皆さまにお諮りします。この後、日程4、議案第6号の審議がありますが、その際に、手話通訳者の議場への入室を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認め、日程4、議案第6号の審議の際に、手話通訳者の議場への入室を認めることに決定をいたしました。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、5番保田仁議員と7番白石久代議員を指名いたします。

---

日程第2 （議案第4号） 美瑛町宿泊税条例の制定について

日程第3 （議案第5号） 美瑛町駐車場利用税条例の制定について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第2、（議案第4号）、美瑛町宿泊税条例の制定についての件及び日程3、（議案第5号）、美瑛町駐車場利用税条例の制定についての件を一括議題といたします。

議案4号及び議案5号について、八木幹男美瑛町新税審査特別委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

八木委員長。

(美瑛町新税審査特別委員会委員長 八木 幹男議員 登壇)

○美瑛町新税審査特別委員会委員長(八木幹男議員) 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長(野村祐司議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。

お諮りします。議案第4号及び議案第5号の質疑は一括して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、質疑は一括して行うことに決定をいたしました。

それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、議案第4号の討論を行います。委員長の報告が修正可決でありますので、まず、議案第4号の原案に賛成者の発言を許します。

(「はい」の声)

6番、保田議員。5番、失礼しました。5番、保田議員。

(5番 保田 仁議員 登壇)

○5番(保田 仁議員) おはようございます。(議案第4号)、美瑛町宿泊税条例の制定について。原案賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ご承知のとおり、本町は昭和の頃から丘のまちびえいとして、多くの観光来訪者が訪れるようになり、現在まで40年近くが経過しております。その間、丘の展望公園、駐車場やトイレ、案内看板、道路などインフラ整備はもとより、それらの修繕費用や清掃、草刈り、除排雪、汲み取り料、水道料など、他にも、道路の維持修繕、清掃など、挙げれば切りがないぐらい、過去から積み上げた観光来訪者に対する行政コストは膨大なものとなっております。それににかかる費用は国庫補助金や国、道からの交付金を除けば、これらの行政コストの費用負担の大部分は、町民が納税する町民税等の一般財源により多くを賄われてきました。

美瑛町を訪れる観光客が増加することは、オーバーツーリズムによる生活環境への悪影響を除けば、町民にとって大変喜ばしいことであり、誇らしいことだと思っております。また、観光来訪者にとっても、美瑛町の美しい自然景観や農業景観を堪能し、リフレッシュして日常生活に帰っていくことは、人生の糧となり得るものであり、その恩恵を十分に実感していることだと思っております。ここで、本町における行政コスト増大の原因者たる観光来訪者が、その費用の一部でも負担していただくことは、受益者負担、原因者負担の観点からも当然に理解し

ていただけることだと確信をしているものであります。美瑛町の美しい景観を守り、未来へ持続可能なものにしていくためにも、財政運営における安定的な収入減として、重要な役割を果たす固定財源として、観光来訪者に起因する幅広い行政コストに使用できる普通税として宿泊税の収入が必要であるとの考えから、本議案に賛成するものです。

ここで一つ考えなければならないのは、宿泊税は宿泊を伴う来訪者からのみ税を徴収することになります。本町における観光来訪者のほとんどが日帰り客であることから、宿泊を伴う来訪者からのみ受益者負担、原因者負担として宿泊税を徴収することは、何かしらの不公平感や不合理性を感じるのも事実であり、美瑛町の行政区域に入る全ての観光来訪者から受益者負担、原因者負担として流域税訪問税などを徴収することが、理想的との声も聞かれます。しかし、それは離れ小島の離島や谷間の集落であれば可能かもしれませんが、本町の地形、道路の数から考えても、非現実的であり、税制体制や体系や、税法の縛りからいっても、非常に困難であることは明白なことであります。そこで一歩踏み込んで、行政に対しての要望として、特別徴収義務者として、宿泊事業者にのみ徴収に係る負担を負わすことのないよう、施行期日までの期間において、町民に対する十分な説明、観光来訪者に対する啓発資料、宿泊業者に対する対応マニュアル等を作成することを望みます。また、美瑛の美しい景観を守り、未来へ持続可能なものとしていくとの目的のためにも、宿泊者に限らず、本町を訪れる全ての観光来訪者が宿泊税とは別に、他の観光施設等を利用する際に、協力金や使用料、寄附金として受領できるよう、SNS等を活用した取組も進めび進めるべきだと考えており、多くの町民が、美瑛の観光の恩恵を受けながら経済活動を続けている以上、こういった財源をもとに、農業と観光の協調によって、堅実である景観の維持保全とグレードアップの取組を進めるべきだと考えております。

以上で、行政に対しての今後の取組に対する要望も付け加えまして、本原案に対して賛成の立場からの討論を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第4号の原案及び修正案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（「はい」の声）

7番、白石議員。

（7番 白石 久代議員 登壇）

○7番（白石久代議員） 宿泊税条例に反対の意見を述べさせていただきます。

私は昨年度2度の宿泊税の一般質問をするに当たり、情報収集のため、宿屋さんたちの話を聞くうちに思ったことがあります。これは宿泊税の制度の問題なのではなく、町の進め方に対する信頼関係の問題ではないかと。役場主催の事業者懇談会においても、検討委員会で決まったことですからという説明が繰り返しありました。税ではなく、協力金。他の方法を検討する

こともなく、宿泊税ありきで話し合いがなされたと思います。今年4月になり、小さな宿屋の有志たちが、町内の宿泊事業者に対して、仕事の合間に手分けしてアンケート調査を行いました。本来なら、町で実施すべきあったアンケートだったと私は思います。結果は5月20日の公聴会にて配付されたとおりで、町内148事業者のうち、回答のあった有効数は98件、72%もの高い回収率でありました。そして、反対が66%、条件付賛成が30%という、私自身でさえ驚きの数字でした。宿泊税がこのまま進められることに反対が96%いるのです。宿泊事業者の思いに寄り添わないことは、役場と議会に対する信頼度をさらに落とす可能性を危惧いたします。

そもそも宿泊税は東京都が始めたことで、ビジネスやイベント参加のため、東京に宿泊せざるを得ない人が多い場所です。または、倶知安町のようなリゾートに長期滞在が多い場所です。美瑛町は93%が日帰り観光客です。同様に考えることは間違いであると私は思います。

私や宿泊事業者にとって疑問な点がまだまだ幾つもありますが、一つだけを最後に皆さんに問いかけてたいと思います。観光客が増えると、町の財政を圧迫するという原因者課税の理論について何度も説明を受けました。つまり、観光客イコール町にはマイナスということです。ですが、考えてください。もしそうだとすれば、特に観光資源を持たない他の自治体が必死に観光客を増やそうと努力しているのはなぜでしょうか。美瑛ファンを増やし続けてきたリピーター客の多い小さな宿やさんたちの意欲を下げることは、美瑛町にとって損失だと私は思います。これで私の反対意見を終わります。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第4号の修正案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

（6番 青田 知史議員 登壇）

○6番（青田知史議員） おはようございます。議員諸君におかれましては、日頃から慎重審議にご尽力頂いておりますことを心から敬意を表します。（議案第4号）、美瑛町宿泊税条例の制定に対する修正案につき、賛成の立場より討論申し上げます。

本修正案は、附則における施行期日、1年3月を2年3月と改めるとするものであります。宿泊税の導入は、町の観光施策などを支える重要な財源の確保を意図するものであり、その趣旨には賛同するものであります。しかしながら、制度の実施に当たっては、宿泊事業者各位の理解と協力を得ることが不可欠であり、そのためには、十分なる準備期間と丁寧なる説明が求められます。また、北海道における宿泊税導入の動きの中で、その進捗においても停滞感を感じるものでございます。町としても、北海道の動向に歩調を合わせ、広域的な整合性を保つことが、制度の円滑な運用に資するものと確信する次第でございます。なお、原案における附則

には総務大臣の同意を得た日より起算して1年3月を超える範囲において規則で定める日から施行するとの規定があり、修正後においても、宿泊日については柔軟な運用が可能です。すなわち、現実には1年3月の施行も視野に置きながら、例えば、町と宿泊事業者の協議の結果も含め、それを考慮しつつ、実務上の判断に委ねる余地を確保するものであります。

さて、議会においては、条例審査の前に公聴会を開催するなど、民意の把握に努めてまいりました。現在、宿泊事業者の皆さんが、協議会組織作りを進められ、そのような動きの中で、改めて町と信頼関係を構築し、建設的な意見交換を経て、信頼と協力をもとに、本町の滞在型観光を振興できるような体制づくりとあわせて、宿泊税の導入を進めるべきと考えており、これを行政にもしっかりと求めたい。また、宿泊事業者との意見交換の中で、しっかりと訴えたいことが三つございます。

一つは、小規模宿泊事業振興協議会、これは仮称なのかもしれませんが、その設置の意義について、町はしっかりと理解をして、信頼関係の構築を理事者が率先して進めること。

二つ目として、町は協議会に滞在型観光に関する振興策について諮問するなどし、建設的な議論を進めること。

三つ目として、宿泊税条例の前に施行前に、宿泊事業者の想定される経済的損失を相殺、リカバリーできる施策を講じること、以上のことを求めたいと考えております。

また、今後、総務大臣の同意を得られるかどうかは、事前協議がなされていたとしても未知数であり、改めて町民、そして宿泊事業者各位の理解と協力を求めなければならない場面も起こりうる想定しています。その意味でも、附則における施行期日、1年3月を2年3月と改めるとするものであります。

町議会のレーゾンデートル存在意義は何であるのか。民意とはいかなるものか。我々は常にそれを自らに問い、答えを導かなければなりません。そして議員としての矜持を胸に、真摯に議会活動に臨むことこそ、町民より付託された責務であると認識しております。マックス・ウェーバーは、政治家が従うべき倫理として責任倫理を解き、心情、心情け、心情に基づく理想追求のみならず、決定の結果に責任を負う重要性を強調しました。理想を追求する心情倫理が確固たる価値観を重んじるのであれば、責任には現実的かつ未来を見据えた町の将来を見据えた判断を求めます。まさに今我々がなすべきは、冷静な熟慮の上に立ち駿順やためらいを超え、責任ある判断を下すことであります。本修正案に賛意を示されることが、まさに議会の責務に適うものと確信し、私の討論を終えます。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第4号の原案に賛成者の発言を許します。賛成討論の方はお願いいたします。ありませんか。

（「なし」の声）

次に、議案第4号の原案及び修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

(4番 興梠 勝也議員 登壇)

○4番(興梠勝也議員) 4番興梠です。今回の宿泊税条例の修正案中、条例及び修正案に対して反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、宿泊事業者の方が言っていた言葉があります。私の最も胃の腑にストンと落ちた言葉で、うちに泊まるお客さんは何も悪さしてない、迷惑をかけてない、宿泊料もきちんと払ってくれている。何でさらに税金をくれと言わなければいけないのか、何で迷惑かけたり、悪さしているたちの分をきちんと人たちに払ってもらわなければいけないのかってという言葉です。まさに受益者負担になっていない。これ税の不公平というもので、これはもちろん納得いくわけがないと思います。

また今回修正案で、設計制度設計が修正案の理由として、制度設計を重視した議論に終始した傾向にあり、このことが宿泊事業者に税ありきの議論として認識されてしまったと推測される。このことが、条例が決まることで、さらにもうこれは税ありき的手段として、話が今後進められていくということでまさに理由に、理由と、原因が一致していないという部分があります。こういうことから意見、また意見交換が不十分であったと推測される意見交換が不十分であったなら、これはもっと意見交換を尽くして、決まった以上税ありきという話から進めるのではなく、白紙の状態から、今一度根本的に最初から話し合うべきではないかという風に考えます。ここで修正案としてこうやってまとめて1年から2年3か月に改めるといっても、これは多分先延ばしであり、決して根本的な解決にはなっていないし、宿泊事業者さんたちの不満という説明責任を果たしていること、手順がきちんと踏まれていないことになります。

この町は宿泊税の徴収をお願いする立場でありながら、今回、勝手に手数料も10円に、300円の宿泊税を200円に勝手に値下げしたんですけれども、これによって、宿泊事業者の手数料も10円から7円に値下げさせられてしまったという現状もあります。これもこういった説明もまるでないままに、もう税ありきの話で進められている。そもそも260億もの予算を組んでいる町で、さらにこれ予算が必要なのかこれだったら予算的な構造も構造のほうは問題があるんじゃないかということもあります。以上のようなことをもって単なる修正とかではなく、白紙の状態から話し合っしてほしいという意向から、私の反対討論として反対討論とさせていただきます。

○議長(野村祐司議員) 次に、議案第4号の修正案に賛成者の発言を許します。

(「はい」の声)

8番、坂田議員。

(8番 坂田 昌則議員 登壇)

○8番（坂田昌則議員） 修正案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

あの、美瑛は観光のまちと言われていますが、果たして町民の皆さんのほとんどがその恩恵を感じていないのではないかなと思っております。それは先ほどの賛成討論にもありましたように、例えば、観光に携わってる方にとっては非常に大きな資源だと思いますが、私たち、私は農家の立場で言うと、例えば、観光客が増えれば、渋滞が起きたり、収穫期に非常に収穫する時の車の移動が大変だとか、いろんなことで、町民の皆さんはどちらかという観光のまちってということで、恩恵は感じていないのではないかと。

ただ、やはりここで宿泊税をしっかりと取って、それを町民に還元していただきたいというのが私の気持ちではありますが、ただし、この原案に沿って、今まで検討されてきましたが、行政側が少し急ぎ過ぎたのではないかなと私は感じております。そのために、1年3月を2年3月に延ばしてですね、徴収する立場の宿泊事業者との行政との話し合いをしっかりといただいて、この宿泊税条例が円滑に進むように、修正をしたものでありますので、ぜひそのように検討していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに、（議案第4号）の原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声）

次に、（議案第4号）の原案及び修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声）

次に、（議案第4号）の修正、失礼しました。修正案に賛成者の発言を許します。賛成討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論がありませんので、討論なしと認めます。

次に、（議案第5号）について討論を行います。委員長の報告が可決であります。まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2、（議案第4号）、美瑛町宿泊税条例の制定についての件を採決します。

（「なし」の声）

本件に対する委員長の報告は修正可決です。まず、委員会の修正案に決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く、部

分を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数でしたがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

(「はい」の声)

10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。(議案第4号)について、附帯決議を出したい  
と思いますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 10時20分まで休憩をいたします。

休憩宣言(午前 9時58分)

(議会運営委員会 開催)

再開宣言(午前10時20分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

休憩中に、10番、八木幹男議員ほか1名から、発議第2号、(議案第4号)美瑛町宿泊税条例の制定に対する附帯決議の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第2の2として議題にしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、(議案第4号)、美瑛町宿泊税条例の制定に  
対する附帯決議についての件を日程に追加し、追加日程第2の2として議題にすることに決定  
をいたしました。

---

日程第2の2 発議第2号 (議案第4号)美瑛町宿泊税条例の制定に対する付帯決議に  
ついて

---

○議長(野村祐司議員) 次に追加日程第2の2、発議第2号、(議案第4号)、美瑛町宿泊税条  
例の制定に対する附帯決議についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求め  
ます。

(「はい」の声)

10番、八木幹男議員。

(10番 八木 幹男議員 登壇)

○10番(八木幹男議員) 朗読をもって提案にかえさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第2の2、発議第2号の件を採決します。発議第2号、（議案第4号）、美瑛町宿泊税条例の制定に対する附帯決議についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、発議第2号の件は原案のとおり可決されました。

これから日程第3、（議案第5号）美瑛町駐車場条例の制定、失礼しました。（議案第5号）、美瑛町駐車場利用税条例の制定についての件を採決します。本件について、委員長の報告は可決です。第5号、（議案第5号）の件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩宣言（午前10時26分）

（手話通訳者 入室）

再開宣言（午前10時27分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第4 （議案第6号） 美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第4、（議案第6号）、美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案第6号について、八木幹男総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

八木委員長。

（総務文教常任委員会委員長 八木 幹男議員 登壇）

○総務文教常任委員会委員長（八木幹男議員） 朗読をもって報告に代えさせていただきます。  
（報告書の朗読を省略する）

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、（議案第6号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。（議案第6号）、美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は委員長の報告のとおり可決されました。暫時休憩します。

休憩宣言（午前10時30分）

（手話通訳者 退室）

再開宣言（午前10時31分）

---

日程第5 議案第1号 美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

---

○議長（野村祐司議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第5、議案第1号、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は1頁、条例の一部改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の1頁及び2頁になります。

今回の美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、個人情報の保護に関する法律に基づき設置された、個人情報

保護委員会からの助言を踏まえて、本条例の一部を改正するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの朗読を省略し、別冊資料によりご説明いたします。別冊資料の1頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由のとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、1点目として、本町が保有する個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限に関する特例の日数について、28日以内から44日以内に改めるもの、2点目として、行政不服審査法の規定に基づく審査請求を除外する規定について、個人情報の保護に関する法律の規定を準用するよう改めるものです。

3の施行期日は、公布の日から施行するものです。2頁の新旧対照表のご説明は、省略いたします。

資料によるご説明を終わり、議案に戻ります。附則からになります。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします

○議長(野村祐司議員) 条例全文について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行第施行条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 発議第1号 美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第6、発議第1号、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

5 番、保田仁議員。

(5 番 保田 仁議員 登壇)

○5 番(保田 仁議員) 朗読をもって提案とさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上で発議第 1 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第 6、発議第 1 号の件を採決します。発議第 1 号、美瑛町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第 1 号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 7 議案第 2 号 美瑛町税条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第 7、議案第 2 号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐税務課長。

(税務課長 岩佐 和男君 登壇)

○税務課長(岩佐和男君) 議案第 2 号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は 2 頁から 7 頁まで。改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の 3 頁から 14 頁までになります。

今回の改正の主な内容は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後資料に基づき改正内容について説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を別冊資料により説明いたします。別冊資料は 3 頁になります。1 の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので省略いたします。

2の改正概要ですが、まず(1)町民税では、19歳以上23歳未満の特定親族について、既存の扶養控除に係る所得要件を超えた場合であっても、新たに特定親族特別控除の対象となる規定を設けるほか、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定を改正します。(2)固定資産税では、大規模修繕を行った特定マンションにおける固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、当該減額措置の要件に該当すると見られるときは、マンションの区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、減額措置を適用することができる規定を設けます。(3)軽自動車税では、①軽自動車税種別割に係る原動機付自転車の税率区分について、2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下のものに係る区分の追加を行います。②道路交通法の改正により、いわゆるマイナ免許証の使用が可能になったことに伴い、軽自動車税種別割の減免の手続において、特定免許情報を確認する措置をとらなければならない規定を設けます。(4)たばこ税では、加熱式たばこ紙巻きたばこの税負担差を解消するため、当分の間の措置として、従前の価格と重量から換算する方式から、重量のみに応じて紙巻きたばこの本数に換算する方式に改めるほか、一定の重量以下の加熱式たばこについては、紙巻きたばこ1本として課税する方式に見直す規定を設けます。(5)その他では、地方税法の条項ずれに伴い、条文の整備を行うものです。

3の施行期日は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。ただし、(1)町民税に関する規定は令和8年1月1日施行。(2)町たばこ税に関する規定は令和8年4月1日施行としています。5頁から14頁までの新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案に戻ります。議案集の5頁、下から13行目の附則からになります。附則、施行期日、第1条この条例は公布の日から施行し、改正後の美瑛町税条例(以下、新条例という。)の規定は令和7年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。以下、第1号からの朗読は省略いたします。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第3号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第8、議案第3号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐税務課長。

(税務課長 岩佐 和男君 登壇)

○税務課長(岩佐和男君) 議案第3号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は8頁及び9頁。改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の15頁及び16頁です。

今回の改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を別冊資料により説明いたします。別冊資料は15頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので省略いたします。

2の改正概要ですが、地方税法の条項ずれに伴い、条文を整備するものです。

3の施行期日は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。16頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案に戻ります。議案集の8頁、下から7行目の附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の美瑛町都市計画税条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。以下、第2項からの朗読は省略いたします。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町都市失礼しました、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第13号 美瑛町名誉町民の推薦について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第9、議案第13号、美瑛町名誉町民の推薦についての件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 議案第13号、美瑛町名誉町民の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。議案書は43頁になります。

美瑛町名誉町民の推薦に当たりましては、令和7年第2回定例会におきまして、名誉町民推薦審議会の委員の委嘱につきまして、議会の同意を頂き、去る5月26日に審査会を開催し、浜田哲氏の名誉町民への推薦について、審議会による諮問の結果、推薦の決定を頂きましたので、このたび、名誉町民の決定につきまして議会の議決をお願いするものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

浜田哲様におかれましては、皆さまご存じのとおり、平成3年から平成11年まで2期8年間、美瑛町議会議員としてご活躍された後、平成11年に美瑛町長に就任され、5期20年にわたりまして、町の基幹産業である農業を始めとした産業振興や福祉の充実に力を注がれ、町政の発展にご尽力され数々のご功績を残されました。またこの間、上川町村会会長、北海道町村会副会長も歴任され、北海道全体の発展にも大きくご貢献尽くされたところでございます。

5月29日開催の審議会におきまして、諮問の結果、満場一致で推薦を決定されたところでございます。以上で提案、提出理由の説明とさせていただきます。お認め頂きますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠 勝也議員) もっと早くできたんじゃないかと思うんですけども、この時期になった理由は何かあるんだったらお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 名誉住民の方の推薦についてでございますので、当該のご本人様また、審議会も開催をさせていただいております。様々な方々の関係の中で、今このタイミングでお諮りをさせていただいているということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長(野村祐司議員) 次は討論ですが、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第13号の件を採決します。議案第13号、美瑛町名誉町民の推薦についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第4号 令和7年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第5号 令和7年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第12 議案第6号 令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第13 議案第7号 令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第10、議案第4号、令和7年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)についての件、日程第11、議案第5号、令和7年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第12、議案第6号、令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算(第2号)についての件及び日程第13議案第7号、令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第1号)についての件を一括議題といたします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集

は、10頁から23頁までになります。

今回の補正予算の主なものは、丘のまちびえいまちづくり寄附の増に伴う報償費の追加、定額減税補足給付金の給付実施に伴う事業費の追加、農地利用効率化等支援交付金の配分通知に伴う補助金の追加及び活性化協会の解散に伴う活性化交流施設運営費用の追加などです。

はじめに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の16頁になります。歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額144万5,000円の追加。地域活性化センター派遣職員に係る東京都内の住宅借上料の追加です。

第6目情報管理費、補正額はなく、セキュリティポリシー策定業務において、上川管内電算事務共同処理協議会での一括契約への変更に伴い、委託料から負担金に振替えるものです。

第8目地域おこし協力隊事業費、補正額115万2,000円の追加。地域おこし協力隊インターンの実施に伴う、報酬の追加です。

第14目諸費、補正額6,349万4,000円の追加。説明欄1の(1)名誉町民事業は、名誉町民認証に係る事業費195万円の追加。(2)まちづくり寄附管理事業は、寄附の増に伴う報償費6,000万円の追加。2の1過年度歳入過誤納還付金は、法人税、住民税、交付金等の還付金で154万4,000円の追加です。なお、5月末時点までの本年度のまちづくり寄附は、4,164件、1億4,097万8,700円となっております。

第4項選挙費、第2目参議院議員選挙費、補正額120万5,000円の追加。法改正による投・開票管理者、立会人の報酬改定に伴う報酬の追加及び選挙ポスター掲示場の設置管理費用の資材費高騰に伴う役務費の追加です。

18頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額3,683万6,000円の追加。説明欄(1)社会福祉管理事業は、会計年度任用職員の雇用に伴う通勤手当2万円の追加、(2)定額減税補足給付金(不足額給付金)は、給付実施に伴う事業費3,681万6,000円の追加です。

第3目障がい者福祉費、補正額125万円の追加、手話狂言公演の事業実施に伴う補助金の追加です。

第6目高齢者福祉住宅費、補正額25万4,000円の追加。高齢者福祉住宅のコイン洗濯機故障による更新に伴うリサイクル手数料及び備品購入費の追加です。

第2項児童福祉費、第2目保育所費、補正額はなく、どんぐり保育園施設改修事業の財源調整です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目環境衛生費、補正額70万6,000円の追加。

中心市街地の屋外ごみ箱設置に伴う費用の追加です。

20頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額2,104万8,000円の追加。説明欄(1)北瑛小麦の丘体験交流施設管理運営事業は、レストラン棟のトイレ故障に伴う修繕料35万5,000円の追加。(2)農地利用効率化等支援交付金は、交付金配分通知に伴う補助金2,069万3,000円の追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額32万9,000円の追加。あさひかわ観光誘致宣伝協議会事業への参加に伴う職員旅費の追加です。

第6目交流推進費、補正額420万5,000円の追加。美瑛町国際交流推進協議会の設立に伴う補助金の追加です。

第7目活性化交流施設費、補正額809万2,000円の追加。一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の解散による活性化交流施設の指定管理者の取消しに伴う施設運営費用の追加及び指定管理者委託料の減額です。

22頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第7目保健体育施設費、補正額43万3,000円の追加。町民プール屋外湧水ポンプ故障に伴う修繕料の追加及びスポーツセンターボイラー改修事業の財源調整です。

第8目イベント推進費、補正額42万9,000円の追加。圧雪車のギアシフトの摩耗に伴う修繕料の追加です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、補正額はなく、美沢12線道路改良舗装事業の財源調整です。

第4目除雪対策費、補正額はなく、雪寒建設機械整備事業の財源調整です。

第4項都市計画費、第2目街路事業費、補正額はなく、旭町3・4丁目6号線道路改良舗装事業及び花園1丁目2番線道路改良舗装事業の財源調整です。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、人事異動による人件費等関係費用の増に伴う大雪消防組合負担金の追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額20万円の追加。企業版ふるさと納税寄附金1件分、20万円を基金に積み立てる追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。14頁になります。歳入。第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額126万円の追加。一般財団法人 丘のまちびえい活性化協会の活性化交流施設の指定管理者取消しに伴う、活性化交流施設の使用料の追加です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額3,681万6,000円の追加。定額減税補足給付金の給付実施に伴う、物価高騰対応重点支援地方創生交付金の追加です。

第6目土木費補助金、補正額3,897万4,000円の減額。美沢12線道路改良舗装事業交付金及び雪寒建設機械整備費補助金について、社会資本整備総合交付金の補助配分の減による減額です。

第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額90万円の追加。参議院議員選挙の追加費用に伴う委託金の追加です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額2,069万3,000円の追加。農地利用効率化等支援交付金の配分通知に伴う追加です。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金、補正額250万円の追加。有限会社美瑛物産公社の出資配当金の追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、補正額20万円の追加。企業版ふるさと納税寄附金1件分、20万円の追加です。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目基金繰入金、補正額8,300万円の減額。どんぐり保育園施設改修事業、旭町3・4丁目6号線道路改良舗装事業及び花園1丁目2番線道路改良舗装事業の財源を基金繰入金から起債に振替えることによる減額です。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額8,711万4,000円の追加。財源補填に伴う追加です。

なお、令和6年度の一般会計繰越金決定額は、1億4,785万9,000円で、今回の補正後の繰越金計上額は、1億711万4,000円で、財源留保額は、4,074万5,000円となります。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額1,770万9,000円の減額。説明欄1のいきいきふるさと推進事業助成金は、手話狂言事業実施による助成金62万円の追加。2の省エネルギー投資促進支援事業費補助金は、スポーツセンターボイラー改修事業の財源の起債充当による754万6,000円の減額及び3の自衛的燃料備蓄補助金は、スポーツセンターボイラー改修の補助事業の不採択による1,078万3,000円の減額です。

第21款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額4,140万円の追加。どんぐり保育園施設改修事業の財源を基金繰入金から起債に振替えることによる追加です。

第5目商工債、補正額1,840万円の追加。スポーツセンターボイラー改修事業の財源を起債に振替えることによる追加です。

第6目土木債、補正額8,200万円の追加。説明欄(1)の辺地対策、美沢12線道路整備事業債及び(2)の過疎対策雪寒建設機械整備事業は、社会資本整備総合交付金の補助配分の減による追加。(3)の緊急自然災害、旭町3・4丁目6号線道路整備事業債及び(4)の緊急自然災害、花園1丁目2番線道路整備事業債は、財源を基金繰入金から起債に振替えることによる追加です。

次に、12頁及び13頁になります。第2表 地方債補正です。変更前の地方債の総額10億9,720万円に1億4,180万円を追加し、変更後の地方債の総額を12億3,900万円とするものです。

起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第2表地方債補正、変更。起債の目的、緊急防災減災事業。変更前限度額、8,180万円。変更後限度額1億4,160万円。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業。変更前限度額、2,000万円。変更後限度額6,300万円。

起債の目的、辺地対策事業。変更前限度額、4億5,240万円。変更後限度額、4億6,710万円。

起債の目的、過疎対策事業。変更前限度額、4億5,170万円。変更後限度額4億7,600万円。合計。変更前限度額、10億9,720万円。変更後限度額12億3,900万円。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ありません。

11頁の第1表 歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で、議案第4号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鎌田保健福祉課長。

（保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇）

○保健福祉課長（鎌田静香君） 議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、24頁から29頁になります。

このたびの補正予算の内容は、金利の上昇に伴う一時借入金利子の不足によるものです。

最初に議案条文を朗読させていただきます。議案集24頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出から説明します。議案集28頁、29頁になります。歳出、第2款公債費、第1項公債費、補正額11万8,000円の追加です。説明欄（1）一時借入金利子、金利の上昇により当該一時借入金利子の予算が不足したためです。

次に、歳入のご説明をします。議案集26、27頁になります。歳入、第4款諸収入、第1項貸付金元利収入、補正額11万8,000円の追加です。金利の上昇により貸付金の利息が増えたことによる追加です。

25頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略します。以上で議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

（水道整備室長 石崎 智大君 登壇）

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は30頁及び31頁です。

今回の補正の内容は、本町地区浄水場の臨時ろ過装置の表面ポンプが経年劣化により故障したことから、復旧に必要な修繕費の追加をお願いするものでございます。

初めに議案条文を朗読しその後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は30頁です。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は31頁です。収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額100万円の追加です。本町地区浄水場、ハーディングポンプの故障に伴う修繕費の追加です。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 室長、そのままお願いします。

次に議案第7号、第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

石崎水道整備室長。

○水道整備室長（石崎智大君） 議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は32頁及び33頁です。

今回の補正の内容は、下水処理場において発生汚泥処理を行うための曝気駆動装置が故障したことから、復旧に必要な修繕費の追加をお願いするものでございます。

初めに議案条文を朗読し、その後補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は32頁です。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は33頁です。収益的支出、支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、補正額750万円の追加です。下水処理場曝気駆動装置の故障に伴う修繕費の追加です。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これで4案件についての提案理由の説明を終わります。

はじめに、4案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の16頁から19頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算書、失礼しました。補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。2款1項14目、まちづくり寄附管理事業ですけれども、及び3款1項1目、定額減税補足給付金、この2点ですけれども、まずまちづくり寄附管理事業ですけれど、これ寄附増ということで、5月4月5月で4,164件、1億4,967万ということでしたけれども、どのくらいの寄附寄附増があったのかっていうのを一つまず伺います。

まず、定額減税ですけれども、こちら対象とする対象とどのような人を対象としているのか、また、どのように何人ぐらい対象としているのか、告知方法とか、どうするのか協議委員会で説明あったっていいんですけども、多分協議会の内容って、私たちやったらめったらと喋るなっていうような申入れがあるそうなので、ちょっと本会議でもう1回説明お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(高島和浩君) まちづくり寄附管理事業のですね、補正の増分についてということでご説明申し上げます。まず先ほど申し上げましたけれども、令和7年度の4月5月の寄附の実績としては、現段階5月末現在で1億4,097万8,700円ということになっております。それを踏まえまして、4月から6月までの、4月から9月までの寄附の見込みがですね、今の1億4,000万からですね、大体9月までの寄附見込みとしては、3億8,500万程度を見越しております。その寄附額に対しまして報償費として約25%という計算をしておりますけれども、これに今、こうなりますと令和7年4月から9月までの報償費が、約9,600万円程になるということを考えております。これにあと、この9,600万とですね、それから令和3年、令和7年の3月以前に、アスパラについては、次前年の予約の分で、既に寄附を募っているという部分ありますので、それがこの今アスパラ時期の発送に関わってきまして、その分が現在報償費としての支出ということになりますので、その分が約1,900万ということになりまして合計ですと、約1億1,550万円程度になるということになります。今回補正部分については、6,000万ということの計算ということにな

ります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 定額減税補足給付金、不足額給付金についてご説明申し上げます。まず、この今回の不足額給付金なんですが、昨年度国の総合経済対策として、定額減税と臨時給付金調整給付金等が実施されたんですが、その際、令和6年分の推計所得税額により給付を行ったことから、この度、令和6年度所得税の確定により、差額が生じた方について、不足分を給付するものです。不足額給付が2パターンございまして、一つ目が、令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初の調整給付額との間で差額が生じた方について、差額を支給するものと、あともう一つが、給付本人及び扶養親族等として、定額減税の対象外であり、かつ、低所得世帯向けに、給付の対象世帯の世帯主世帯員にも該当しなかった方に対してちょっと分かりづらいんですけども、給付するものとなっております。

対象数ですが、両方合わせまして、およそ1,040名ほどと今のところは推測しておりますが、この後、システム改修、お認め頂きましたらシステム改修等を経て、最終的な対象者を抽出して周知をかけていく予定となっております。

周知の方法ですが、ご本人に直接お知らせ送付を送付できる方は最初に申しあげました不足額給付の1のパターンの方になります。そのほかその内、口座とかが不明な方には、確認書という形で口座等の確認をして給付することになります。あと扶養等のところで不足額給付になるんですがこちらのほうは、今のところちょっと個別の個人の方の申請ということに想定しておりますが、システムの改修が改修で分かる範囲は、ご本人に直接個別に通知させていただくようになるべく周知が個別にできるようにという風に想定をしております。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

5番、保田議員

○5番(保田 仁議員) 保田です。18頁、4款1項6目環境衛生費のですね、(1)環境衛生管理費、屋外ごみ箱の設置ということで備品購入費63万円ということですけども、設置場所と個数をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 今回備品購入で補正させていただく屋外用のごみ箱なんですけれども、設置場所につきましては、商工会とも協議させていただきまして、まず、公共施設としては丘のくら、それとだいまるさん、それとスギモトさんの3か所に設置を予定しております。

す。で、ごみ箱自体はいわゆるコンビニエンスストアにあるような屋外用のごみ箱を2基構成で、全部で6台購入する予定になっております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) この補正予算で出てきてるんですけども、当初から、予算としては計上すべきだっただけではないかなと思いますけど、そこら辺どうして補正で出てきたのかっていう、お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 当然こういったものについては、当初予算でというところなんですけど、ここ数年、海外からの観光客の方が中心市街地のほうに滞留するというような状況で、雪解けとともにかなりごみが散乱されてるっていうような状況があったものですから、本来、当初のほうで導入するべきものだったかと思うんですけども、今回まず商工会の協力を得ながら、地元の商店の協力を得て、どういったものがごみ排出されるのかっていう風なものを状況も確認しながら、今回導入するに当たって、いわゆるスマートごみ箱って最近、自動的にごみが貯まれば圧縮するというようなものも、ちょっと検討させていただいてはいたんですけども、1か所、3台構成で400万円以上かかるというものもあったものですから、今回、補正でこの額を導入させていただいた後、どういったものが配置されるのかだとか、量だとか、頻度だとかっていうのを検討して、来年以降になるかと思う。来年以降になると思うんですけども、スマートごみ箱といったものも同時に、検証していこうかなということで今回補正でお願いするものになっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 5番、保田議員。

○5番(保田 仁議員) 5番、保田です。これ相当20年ほど前なんですけども都市計画公園だとか、それから丘の展望公園ですとかですね、ごみをお持ち帰りというですね、原則に基づいてごみ箱全て撤去した経緯があるかなと思うんですけども、そこら辺との考え方だとか、整合性だとかそういったところはどういう風に考えているのかお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 過去にごみは思い出と共に持ち帰り。というような形でごみ箱撤去していった経緯というのは当然あるんですけども、市街地でいうと既存の学校、ポケットスペース、駅前、噴水の横っていうんでしょうかね、駅前に1か所ありますし、丸山通りのポケットスペースにも1か所ごみ箱、既存のごみ箱はあります。ただなるべくお持ち帰りとい

うような昔ながらのやり方もあるかとは思いますが、特に海外のお客様っていうのはだけではないんですけれども、事実としてごみが散乱してる状況があるものですから、まず今回の試験的という言い方がいいのかあれなんですけど、まず置いてみて、ごみ箱を置いたことによってどれだけ効果、効率性が減るのかだとか、どういったものが捨てられるのかだとかを検証させていただいた上で、ちょっと先ほどと同じ話になるんですけれども、次年度以降今後、ごみ問題についてどうしていかうかというのを検討させていただきたいなという風に考えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

3番、京屋議員。

○3番（京屋愛子議員） 何も問題なんですけど、ごみが散乱しているということは分かるんですが、それじゃその検証して、それで誰が検証して、どこが今ごみ収集車が持つていくのか、そこで検証するのか。どんな検証をし、具体的に持つてらっしゃいますか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 庄司住民生活課長。

○住民生活課長（庄司篤史君） まず、今回先ほど申し上げたとおり、商工会、商店のご協力を頂くという形をとります。実際収集なり、管理については、設置させていただく商店であったり、ラブニールのほうは、ごめんなさい。今回丘のくらですね。物産公社のほうに管理はお願いする形になります。当然ごみ袋だとか、公共のごみ券だとかは支給させていただくんですけれども、管理等については地先の方をお願いする形になります。検証につきましてはですね当然、うちの住民生活課であったり、地先の商店、商工会ともいろいろ協議をさせていただきながら、検証させていただこうと考えております。今回それとあわせて、ソフト的な取組にはなるかと思うんですけれども、北海道で空き缶防止、空き缶ポイ捨て禁止条例という正式名称しません。空き缶の防止に関する禁止条例は罰則規定がある条例があるんですけれども、そちらの環境美観指定区域、環境美化促進地域っていう風な指定も同時に協議をさせていただいております。罰則規定のある条例、北海道の条例の中でも、特定の区域地域に指定させていただくことで、そちらもポイ捨ての抑止力になるのではないかなという風なことで今、北海道でまだ協議中なものですから、指定ができる云々はまだこれから協議の結果になるんですけれども、それらも含めた中で、総合的にちょっと検証させていただきたいなという風に考えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認め、次に、進みます。

次に、議案集の20頁から23頁まで、第6款農林水産業費から第12款諸支出金までについて、ついて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 興梠です。7款1項6目国際交流推進事業及び7款7、7款7項、7款1項7目活性化交流施設管理事業、2点について伺います。国際交流推進事業ですけども、これどのような国との交流を想定しているのか。そして、どこに誰が海外旅行されるのか、そういう計画をちょっと教えてください。

もう一つ、活性化交流施設ですけど、これビ・エール、こないだプロポーザルで誰も手上げなかったっていう話ですけども、それだったら活性化協会なくさなくて、第三セクターで良かったんじゃないかという話にも考えるんですけども、今後どのような形で運営されていくのか、ちょっとお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(赤間昭己君) 国際交流推進事業についてですが、今年度から始める事業になります。交流の相手先としましては想定しているのは、モンゴルですとか、台湾に行くと仮定しまして、総勢11名行く内容で積算しております。ただですね、これ仮に積算しておりますが、いつ誰が行くとか、決まっているものではございません。

それからですね、活性化交流施設費につきましては、今回ですね、ご指摘のとおり、6月末で活性化協会業務停止になったことに伴いまして、募集をかけていたところですが、申込みがなく、商工観光交流課がですね、維持管理をしていくということになりました。ちょっと活性化協会無くさなくてよかったのではないかということについてはですね、ちょっと私のほうで答えられるところではないんですけども、今回補正させていただいてですね、これまでの業務、滞りなく、住民の方、それから来られる方が困ることのないように、管理運営努めていきたいと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、国際交流推進事業ですけども、そんな11人行く。でも、いつ誰がどこに行くかも分からない。でも400万は積算してるって、何かこれ計画ちゃんとしてるのかっていう風な感じも思うんですけど、もう少しきちんとしたスケジュールっていうのは出せないものなんでしょうか。

活性化交流推進施設ですけども、今回プロポーザルなくて、今度委託条件を再考し、再募集を検討という話もされてるみたいですけども、これ、何か1回不調にして次金額積み上げてやるっていうようなこともあるんですけども、そういう話も聞き、ほかで聞いたりもするんですけど、そういうことがないよう、ないですよ。それを確認してください。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(赤間昭己君) 国際交流推進事業につきましてはですね、今後協議会を設置しまして、その中で具体的に定めていこうと考えております。仮にモンゴルと台湾で積算したと先ほど申し上げたんですけれども、これにつきましては、既に交流の始まっている2地域ということでですね、この2地域と仮定して積算させていただいたところでございます。今後詳しい計画等定まりましたらお知らせしたいと思っておりますので、お願いいたします。

それからですね、活性化交流施設に関しましては、今回、誰も申し込む方はなかったんですけれども、これを今後金額をつり上げて再募集するのかなというご質問だと思いますけれども、今回ですね、恐らく手上げてくる方がいなかった1番の理由につきましては、活性化協会におきまして、既に本年4月から来年3月までの契約を結んでおりまして、この契約期間については踏襲してほしいということですね、お願いしていたところなんですけれども、それですと民間が経費を削減したりとかということがですね、今年度についてはできないと。ここが1番大きかったのかなという風に考えております。再募集についてはまだ具体的には決まっておりますが、なるべく誰もが納得して指定管理に手を挙げていただけるような内容を検討したいと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁勝也。いや、だから、国際交流ですけども、モンゴル、台湾に11人ぐらい行くということで、多分これ来訪もあるから、旅費等は290万、300万ぐらいなんですけど、モンゴル、台湾に何日間か行くので300万ということでよろしいんでしょうか。そしてまた、やっぱり計画がきちんとできてないことには、まず計画があつて積算立ててそれに対する予算という風な形になるのが通常じゃないかと思うんですけれども、やっぱりこの積算もう少し具体的なものが出てから、予算というものを組んでいただけないかっていう、これは要望なんですけれども、その辺もう少し検討っていうのはされたのかということをお伺いします。

まず活性化交流、今、来年3月で解散っていうけど、活性化6月で解散ですよ。どういう契約になつてるのかちょっと確認させてください。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(赤間昭己君) まず国際交流につきまして検討が足りなかったのではないかとということなんですけれども、この国際交流推進事業で行おうとしている事業、こちらから訪問するパターンもありますし、また逆にですね、海外から美瑛町を訪れる方との交流という

部分も含めてございます。こちら来られたときの対応につきましては、国によってですね、対応の仕方がかなり違うのかなということを伺っております。会食的なことが必ずやらなければならないというような地域もあるかと思えます。モンゴルと台湾につきましては既に交流がございましたことから、7月に来るというお話も頂いておりましたが、いつ来ても対応できるよ  
うにということですね、積算させていただき、今回ご提案させていただいたところ  
でございます。

それから活性化交流施設につきましては、契約を活性化協会が行ったのが恐らく、3月の下旬に1年分の契約を行ったものと思われませんが、そのときに、6月末でなくなるということは決定していなかったため、恐らく1年分の契約をしていたのかなという風に考えております。その後ですね4月以降理事会、協議委員会において、解散が、業務停止が決まったものですから、3月の時点では、1年間の契約にするしかなかったのかなという風に考えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の14頁及び15頁、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

議案集の10頁から13頁まで、令和7年度美瑛町一般会計補正予算（第1号）の条文と、第1表歳入歳出補正予算及び第2表地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案、議案集の24頁から29頁まで、令和7年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算第1号の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入債、歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を許します。議案集の30頁及び31頁。令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算第2号の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑を許します。議案集の32頁及び33頁、令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算第1号の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号について討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

これから日程第10、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和7年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和7年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算第1号についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数でしたがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

これから日程第2、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算第2号の件を原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案通り可決されました。

これから日程第13、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願いま

す。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第7号の件は原案どおり可決されました。

---

日程第14 議案第8号 請負契約の締結について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第14議案第8号の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

才川文化スポーツ課長。

(文化スポーツ課長 才川 健一君)

○文化スポーツ課長(才川健一君) 議案第8号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては、34頁になります。

今回のスポーツセンターボイラー改修工事は、重油燃料とする老朽化したボイラー設備につきまして、本町の地球温暖化対策実行計画に基づき、より効率的で環境負荷の少ない設備に更新する工事を行いたく、公募型プロポーザル方式により、省エネルギー効果などの提案内容を総合的に評価し、実施事業者の選定を行い、仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議案、議会の議決をお願いするものです。

(議案の朗読を省略する)

以下、参考資料としまして、工事内容、工期、その他として公募型プロポーザル方式によります随意契約の根拠法令につきまして記載をしております。朗読は省略させていただきます。以上で議案第8号の提案理由のご説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから日程第14議案第8号の件を採決します。議案第8号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第9号 請負契約の締結について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第15議案第9号、請負契約の締結についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧建設水道課長。

（建設水道課長 今瀧 毅君 登壇）

○建設水道課長（今瀧 毅君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は35頁になります。

（議案の朗読を省略する）

参考資料といたしまして、工事内容、工期、その他、入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第9号の件を採決します。議案第9号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第10号 財産の取得について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第16、議案第10号財産の取得についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長（鈴木 誠君） 議案第10号の提案理由につきましてご説明いたします。

議案集は36頁になります。

このたびの財産の取得につきましては、児童生徒の学習に要するノートパソコン購入に関わるものです。5月15日に見積り合わせを実施し、現在仮契約を取り交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、取得目的、品目、納期、その他随意契約の根拠法令を記載しています。朗読は省略させていただきますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

(「はい」の声)

4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。今回567台ということで、これ今chromebook、子どもたち持ってると思うんですけど、これ全部買い換えるっていう話になるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長(鈴木 誠君) そのとおりでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。っていう事はこれって、これ何年か1回には、全部、機種買い換えるような話は、これからも出てくる。このあとも出てくる。それとも毎年、毎年っていうことはないでしょうけども、何年かに1回はこういった買い替え、全台買い替えみたいなものが出てくるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長(鈴木 誠君) 現在使用しているchromebookなんですけども、令和2年度に令和2年に購入し、令和3年から使用しております。今年まで使用しております、もう使用してから5年間経過しているというような状況であります。現在、老朽化が進みまして、故障が目立っている状況でありますので、もう5年を経過したということもありますので、今回更新させていただく、提案をさせていただくものであります。また、今後ですね、状況を見ながら、老朽化が進むようであれば、購入を考えていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

質疑なしと認めます。これで、これで質疑を終わります。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を行います。

これから日程第16、議案第10号の件を採決します。議案第10号財産の取得についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（野村祐司議員） 午後1時まで休憩いたします。

休憩宣言（午前11時48分）

再開宣言（午後1時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

---

日程第17 議案第11号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第17、議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を議題いたします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第11号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、37頁から39頁までになります。

今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は、令和4年第4回定例会において議決をいただいた美沢・白金辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、道路施設に美沢12線道路整備事業を追加し、十勝岳火山噴火災害に伴う緊急避難路として地域の安全性確保を図るものです。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、北海道との協議が整いましたので、議会の議決をお願いするものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき変更内容のご説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料の17頁から19頁までの新旧対照表によりご説明いたします。19頁の3公共的施設の整備計画内訳になります。道路施設に美沢12線道路整備事業を加えるものです。追加する事業費は、1億8,300万円、財源内訳で特定財源が1億1,675万

4,000円、一般財源が6,624万6,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が6,330万円です。

また、美沢12線道路整備事業の追加に伴い、道路施設の小計欄及び合計欄の事業費、財源内訳等を変更するものです。

議案38頁及び39頁の総合整備計画書の朗読は、省略いたします。以上で、議案第11号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を行います。終わります。

これから日程第17、議案第11号の件を採決します。議案第11号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数でありますしたがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第12号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第18、議案第12号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 議案第12号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、40頁から42頁までになります。

今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は、令和5年第4回定例会において議決をいただいた新星辺地に係る公共的施設の総合整備計画に、施設として千代田公園改修事業を追加し、駐車場スペースの拡充、公園内トイレの洋式化により、地域振興・観光振興につながる重要な拠点として位置づけるとともに、安全な交通の流れを確保する環境を整えるものです。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、北海道との協議が整いましたので、議

会の議決をお願いするものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料に基づき変更内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の20頁及び21頁の新旧対照表によりご説明いたします。21頁の「3、公共的施設の整備計画内訳になります。施設として、千代田公園改修事業を加えるものです。追加する事業費は、4,305万4,000円、財源内訳で特定財源が2,712万円、一般財源が1,593万4,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が1,590万円です。また、千代田公園改修事業の追加に伴い、合計欄の事業費、財源内訳等を変更するものです。

議案41頁及び42頁の総合整備計画書の朗読は、省略いたします。以上で、議案第12号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第12号の件を採決します。議案第12号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第19、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 諮問第1号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は44頁になります。

まず、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

佐藤氏におかれましては、平成3年から北海道教育委員会の教員として活躍され、平成27年から5年間は美瑛町立明德小学校の教頭、校長を歴任され、地域の特色を生かした子どもと住民の交流や美瑛町内全域を教育のフィールドとしたふるさと学習を推進するなど、町全体の教育の推進に力を注いでこられました。現在は、文化スポーツ課に籍を置き、社会教育アドバイザーとして、青少年の健全育成事業や、すずらん大学を初めとする高齢者の生涯学習事業など、多岐にわたる事業をご担当され社会教育の発展にご尽力を頂いております。本町といたしましても、佐藤氏の人格、執権、行動力を高く評価し、人権擁護委員候補者として推薦するものでございます。以上で提案理由のご説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 暫時休憩いたします。

休憩宣言(午後1時09分)

再開宣言(午後1時11分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。お諮りします。本件はお手元に配付してあります意見のとおり答申をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付してあります意見のとおり答申することに決定をいたしました。

---

日程第20 報告第1号 令和6年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第20、報告第1号、令和6年度美瑛町一般会計繰越し明許費繰越し計算書についての件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 報告第1号の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、45頁及び46頁になります。

令和6年度の繰越明許費につきましては、令和6年度一般会計補正予算において、令和7年度に繰越して執行することの議決をいただいた7事業について、地方自治法施行令の規定により、その内容を報告するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

46頁の令和6年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に読み上げます。

第1款議会費、第1項議会費、事業名、議会報発行事業、金額4万円。翌年度繰越額4万円。左の財源内訳、一般財源4万円。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、福祉人材確保事業、金額40万円。翌年度繰越額40万円。左の財源内訳、既収入特定財源、繰入金30万円、一般財源10万円。

事業名、臨時特別給付金事業(非課税世帯分)。金額277万円。翌年度繰越額277万円。左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金277万円。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、担い手確保・経営強化支援事業。金額1億2,106万3,000円。翌年度繰越額1億2,106万3,000円。左の財源内訳、未収入特定財源、道支出金1億2,106万3,000円。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、電子地域通貨行政ポイント事業。金額430万5,000円。翌年度繰越額430万5,000円。左の財源内訳、一般財源430万5,000円。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、朗根内上依真布線道路改良舗装事業。金額6,800万円。翌年度繰越額6,800万円。左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金4,115万1,000円。地方債2,680万円、一般財源4万9,000円。

事業名、旭美瑛線道路改良舗装事業、金額1億6,500万円。翌年度繰越額1億6,500万円。左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金9,495万3,000円。地方債7,000万円。一般財源4万7,000円。

合計金額3億6,157万8,000円。翌年度繰越額3億6,157万8,000円。左の財源内訳、既収入特定財源30万円、未収入特定財源3億5,673万7,000円。一般財源454万1,000円。

以上で、報告第1号のご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。報告第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

○議長（野村祐司議員） 日程第21、報告第2号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧建設水道課長。

（建設水道課長 今瀧 毅君 登壇）

○建設水道課長（今瀧 毅君） 報告第2号の議案の内容につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては、47頁から52頁になります。

それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

続きまして議案集48頁になります。令和6年度事業報告書を説明いたします。1、事業の概要、冒頭の4行を省略し、5行目からになります。令和6年度は、平成10年度に完成した美馬牛住宅団地の分譲地2区画のうち1区画の売却が完了し、残りの1区画については、売買契約を締結しました。貸借対照表、令和7年3月31日現在。

初めに、資産の部になります。流動資産では、現金及び預金1,130万7,122円。事業未収金451万2,846円。公有用地1,921万1,091円。資産の部合計3,503万1,059円となりました。

次に、負債資本の部の負債の部の分になります。固定負債では、長期借入金はないことから、負債の部合計0円となりました。

次に、資本の部になります。資本金は資本財政基本財産300万円、準備金では、前期繰越し準備金3,171万9,219円。当期純損失31万1840円、資本の部合計といたしまして3,503万1,059円となり、負債資本の部合計につきましても3,503万1,059円となりました。

次に、議案集49頁になります。3、財産目録、(1)資産の部、流動資産、①の現金預金から④の完成土地を合わせまして、資産合計3,503万1,059円となりました。

次に、(2)負債の部、固定負債、①長期借入金がなく負債合計は0円。以上により、準正味財産は3,503万1,059円となります。4、損益計算書。(1)事業収益は、②土地造成事業収益972万3,000円、(2)事業原価は、②完成土地等売却原価913万9,437円。

次に、議案集50頁になります。(3)販売費及び一般管理費は、①の人件費が5万8,500円余りの経費22万783円となります。事業利益につきましては、30万4,280円とな

ります。(4) 事業外収益は、①受取利息と②雑収益を合わせまして、7,560円となり、(5) 事業外費用はありませんでした。以上により経常利益31万1,840円、当期純利益につきましても同額の31万1,840円となりました。

次の頁の議案集の51頁になります。令和7年度事業計画及び収支計画、1、事業計画上から2行省略し3行目からになります。美馬牛駅前広場の宅地造成においては、美馬牛住宅団地が完成と完売となったことや、住宅状況等を踏まえながら、地域においても、おいて快適な住環境の形成に努め、潤いある豊かなまちづくりに寄与してまいります。2、収支計画、初めに収入になります。科目欄1、事業収入は土地売却収入で398万4,000円。2、事業外収入は、(1) 利子収入と(2) 雑収入合わせまして9,000円。3、借入金は科目設定で1,000円。4、繰越金は(1) 現金預金、(2) 基本財産を合わせまして、1,130万7,000円、収入の予算額合計は1,530万1,000円となっております。

次に、議案集52頁、支出になります。科目欄の1、事業費は、(1) 土地取得費と(2) 土地造成費を合わせまして、科目設定で6,000円。2、管理費は、(1) 事業管理費、(2) 一般管理費を合わせまして、23万1,000円。3、借入れ償還金はなく4、事業外支出は科目設定で1,000円。5、繰越金は(1) 現金預金1,206万3,000円と、(2) 基本財産300万円を合わせまして1,506万3,000円。支出の予算額合計は1,530万1,000円となっております。以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わり、終わります。

お諮りします。議案第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号の件は報告を終わります。

---

#### 日程第22 報告第3号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第22報告第3号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

赤間商工観光交流課長。

(商工観光交流課長 赤間 昭己君 登壇)

○商工観光交流課長(赤間昭己君) 報告第3号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についてご説明いたします。議案集は53頁から59頁になります。

初めに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、議案集54頁になります。第20期営業報告について説明いたします。令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。1、営業の概要、(1)営業の経過及び成果、課題。冒頭部分を省略し、10行目から読み上げます。当該年度における町全体の観光客入り込み数は前年比30万人、約13%増の269万人に達しました。観光客数の増加に加え、道の駅の視認性向上を目的としたサイン設置、商品陳列代器や照明設備の更新、積極的な新商品の導入といった施策が走行し立ち寄り率や購買率、購買単価が向上したことにより、会社全体の売上高は過去最高となる4億8,852万1,000円を記録しました。また、売上げ増加に加えて、経費削減の取組や、レジシステムの更新による業務効率化が利益を押し上げ、当期純利益も過去最高の6,473万1,000円となりました。借入金については、令和4年5月より元金の返済を開始し、定期的な返済に加え、令和4年度に600万円、令和5年度に1,500万円。令和6年度に1,400万円の繰上げ返済を実施したことで、有利子負債の完済を達成しました。3期連続の黒字決算を達成した一方で、インフレの進行による仕入価格の上昇、人材不足、最低賃金改定を背景とした人件費の高騰といった課題にも直面しています。こうした経営環境の変化に柔軟に対応するため、今後、さらなるデジタル化の推進や、売場の魅力向上に取組、持続的な収益確保を目指してまいります。

(2)営業成績及び財産の状況の推移。総売上高、4億8,852万1,278円。経常利益9,749万5,603円。当期純利益6,473万1,525円。総資産1億5,246万95円。

次の頁になります。議案集55頁です。2、貸借対照表、令和7年3月31日現在、資産の部、流動資産1億3,894万1,660円。固定資産1,351万8,435円。1番下の資産の部合計1億5,246万95円。次に負債純資産の部、流動負債、6,225万2,369円。固定負債236万円。純資産8,784万7,726円。負債純資産の部の合計1億5,246万95円。3、損益計算書。営業損益の部、(1)総売上高、5部門合計で4億8,852万1,278円。

次の頁になります。議案集の56頁、(2)売上げ原価、2億465万6,327円。売上げ総利益、2億8,386万4,951円。(3)販売費及び一般管理費、2億飛び120万5,444円。営業利益8,265万9,507円。営業外損益の部、(4)営業外収益、合計

で、1,501万2,521円。(5) 営業外費用。合計17万6,425円。営業外損益の部の合計が1,483万6,096円。特別損益の部、(6) 特別利益。0円。(7) 特別損失36万3,000円。特別損益の部の合計36万3,000円。経常利益につきましては9,749万5,603円。税引き前当期純利益9,713万2,603円。法人税及び住民税3,240万1,078円。当期純利益6,473万1,525円。

次の頁になります。議案集57頁、4、財産目録、令和7年3月31日現在、(1) 流動資産、普通科目の欄の普通預金、合計で、1億飛び207万7,971円。現金205万2,087円。計1億飛び413万58円。(2) 固定資産建物362万5,200円、建物付属設備165万8,687円、機械及び装置216万3,334円。車両運搬具90万95円。工具器具及び備品435万103円。その他の有形固定資産36万3,966円。無形固定資産8,250円。投資その他の資産44万8,800円。計1,351万8,435円。

次の頁になります。第21期事業計画及び収支計画について説明いたします。令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。1事業計画、冒頭部分を省略しまして8行目から読み上げます。令和7年度からは、指定管理料に依存せず、自主財源による施設運営を行っていく方針のもと、観光客の増加に対応するため、業務の効率化を図るとともに、従業員の給与水準の底上げや新卒者外国人労働者の採用も進めることで、持続的な事業運営に必要な人員体制を整えてまいります。また、各店舗の魅力向上を推進するため、代器の更新や情報発信力の強化にも取り組み、自社ホームページやSNS等のデジタルツールを活用した広報活動の充実を図ります。さらに、道の駅びえい白金ビルケにおいては、リニューアルを実施し、訪れるお客様にまた来たいと思っていただけるような魅力ある施設づくりに力を入れてまいります。今後も全施設において、サービスの質を一層高めることを念頭に、地域に根ざした持続可能な経営を進めてまいります。

2、収支計画、収入、科目欄の1、営業収益の合計5億1,334万7,000円。2、営業外収益、120万円。収入合計5億1,454万7,000円です。

次の頁になります。議案集の59頁、支出、科目欄の1、営業費用の合計4億7,363万4,000円。2、営業外費用、10万6,000円。租税公課1,224万2,000円。支出合計4億8,598万2,000円。以上で報告第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。ちょっと、物産公社結構黒字で好調だというのはい

いんですけれど、ビルケとか青い池の売店とか、この辺の利用の時間は、時間や曜日が延びたりして条例と合わなくなってきたので、この辺整合性っていかないと、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、その辺何か考えてらっしゃるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(赤間昭己君) 各施設におきまして、年度の初めにですね、町のほうに当年度の計画を出してございます。その中でですね、各施設の営業時間について、条例に書かれている以外の部分で営業する部分につきましては、町長の判断によるところになると思うんですが、その部分についてはあらかじめ文章でですね、提出させていただいて、了承を得た上で営業を行っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵議員。

○4番(興柵勝也議員) 分かりました。

それともう一つ、最近結構売上げが、人がいっぱい来てるだけに人が足りないって、働く人が足りないというところは、結構何か問題になってるようなことも聞いたんですけども、この辺もう少し何か募集みたいなものっていう人足りてるのかどうかっていうところ。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 赤間商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(赤間昭己君) 実は人材不足についてはここ数年の大きな課題でありまして、どうしても不足する部分については、人材派遣を使ったりしております。またですね、今後、慢性的に人材不足が解消する見込みがないと判断しまして、外国人材の採用も今検討しているところでございます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号について質疑はこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

---

日程第23 報告第4号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第23、報告第4号一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況

についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

平間農林課長。

(農林課長 平間 克哉君 登壇)

○農林課長(平間克哉君) 報告第4号一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について議案の内容をご説明いたします。議案集の60頁から64頁になります。

初めに条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に61頁になります。第16期事業報告、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。1、事業の概要、(1)事業の経過及び成果、4行目まで省略をさせていただき、5行目から朗読いたします。担い手育成対策事業では、北海道農業開発公社等の各種支援事業を活用するとともに、美瑛町担い手総合推進事業による各種支援助成事業を実施し、優れた担い手の確保育成に努めました。また、町より、指定管理を受けた農業担い手研修センターの管理運営では、実践農場を活用した技術研修を行うとともに、営農に不可欠な経営管理、栽培管理及び農業関連制度を学ぶ座学研修をするなど、新規就農者の育成に努めました。

土づくり対策事業では、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施し、農地の地力の維持向上に努めました。経営所得安定対策では、国の交付金の事務の迅速な事業推進に努め、農業者の所得確保と農業経営の安定化を図りました。また、美瑛町農業再生協議会が申請主体となる国庫補助事業として、産地全体の底上げを図る産地パワーアップ事業に係る各種事務や協議について取り進めました。

農業技術研修センターでは、土壌診断業務、アスパラガスラスノーブル等、農産物の研究試験栽培温室トマトハウスや町民農園の管理、農産物加工し、研修に取り組む農業を通じた町民との交流と情報交換の場として施設の活用を図りました。このほか、地域の共同活動を支援する広域環境保全協議会の事業に取り組ました。

(2)事業成績、財産の状況の推移。経常収益。1億、経常収益、1億4,664万122円、経常費用、1億4,656万5,051円。当期正味財産増減額7万5,071円。正味財産期首残高523万1,983円。正味財産期末残高、530万7,054円。

次に62頁になります。2、貸借対照表、令和7年3月31日現在になります。資産の部、流動資産計1,062万8,825円。うち、現金預金708万8,368円。未収金286万2,122円、立替金67万8,335円、資産の部合計が1,062万8,825円。負債正味財産の部、流動負債計、532万1,771円、うち未払金488万6,462円、預り金43万5,309円、正味財産530万7,054円。負債正味財産の部合計1,062

万8, 825円。3、財産目録、令和7年3月31日現在になります。普通預金708万8, 368円。

次に63頁になります。4、正味財産増減計算書、令和6年4月1日から令和7年3月31日までにつきましては、各科目ごとの経営のみ申し上げます。経常収益計1億4, 664万122円、経常費用計1億4, 656万5, 051円。当期経常当期経常増減額7万5, 071円。経常外収益計0円。経常外費用計0円。当期計上額、当期経常外増減額0円。当期正味財産増減額7万5, 071円。正味財産機種残高523万1, 983円。正味財産期末残高530万7, 054円。

次に、64頁になります。第17期事業計画及び収支計画、令和7年4月1日からは、令和8年3月31日までについて説明をいたします。1、事業計画、地域農業を担う人づくりと地域農業の振興に寄与することを目的に関係機関との連携を図り、担い手育成対策、土づくり対策、各種国庫補助事業の計画策定、経営所得安定対策を行う農業再生協議会の事務局、農業技術研修センター等の指定管理及び圃場を利用した農作物の実証実験など、農業振興に資する各事業を実施してまいります。2、収支計画については、各科目の予算額で説明をいたします。収入、1、基本財産運用収入1, 000円。2、負担金収入4, 035万2, 000円。3、補助金収入5, 693万7, 000円。事業収入、9, 649万円。雑収入8万6, 000円。繰越金1, 000円、計1億9, 386万7, 000円。支出。1、運営費、5, 197万5, 000円。2、事業費1億4, 089万2, 000円、予備費100万円。計1億9, 386万7, 000円。以上で報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

---

日程第24 報告第5号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第24報告第5号一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

高島まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長 高島 和浩君 登壇)

○まちづくり推進課長(高島和浩君) 報告第5号一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についてご説明いたします。議案集は65頁から69頁になります。

初めに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

議案集66頁になります。第13期事業報告書について説明いたします。令和6年4月1日から令和7年3月31日までになります。1事業の概要、(1)事業の経過及び成果、第13期における丘のまちびえい活性化協会の活動は、地域や製品のブランディングのほか、町より受託したふるさと納税推進事業を最重点事業とし、ふるさと納税のさらなる寄附拡大に向けた事業者等との新たな返礼品開発や事業経費の見直しを図ることにより、受託初年度の令和5年度と比較し、約40%の寄附額増加となりました。

美瑛ブランディング事業においては、プレミアムブランドビエイティフルのホームページの刷新によりブランドの発信を強化したほか、美瑛小麦推進協議会の広報活動を支援しました。

モデルSHOP事業においては、ハンドメイドショップラコリーヌの運営協議会を支援することで、町なかのにぎわいづくりに努めました。

カーシェアリング実証事業においては、従来のカーシェアリング実証事業に加え、北海道開発局が行うオーバーツーリズムの未然防止、抑制に向けた対策において、観光客の2次交通の確保対策をともに取組、特定観光地を訪れる人の一極集中緩和や移動の利便性向上に努めました。

関係人口層関係人口創出事業においては、町外の人がまちと関わりを持ち、まちづくりの担い手となる関係人口の創出拡大に向け、まちづくり推進課と協働しながら、企業との連携による首都圏でのPR活動のほか、活性化交流施設を活用し、こども陶芸展を開催しました。活性化交流施設管理運営事業においては、丘のまち交流館ビ・エールにおけるギャラリー展示の充実や自主事業の実施により、魅力ある施設運営に努め、年間の延べ入館者数は前年から8,224人減の11万5,724人となりました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移。経常収益7,545万9,263円。経常費用、7,012万3,268円。当期正味財産増減額。498万195円。正味財産期首残高、625万9,912円。正味財産期末残高1,124万107円。

次の頁になります。2、貸借対照表、令和7年3月31日現在、資産の部、流動資産、2,580万476円。内訳としまして、現金預金2,398万8,454円。未収金180

万7,912円。立替金4,110円。合計で、資産の部合計2,580万476円となります。負債正味財産の部、流動負債、1,456万369円、うち未払金1,401万8,179円。未払法人税35万5,800円。預り金18万6,390円。正味財産1,124万107円。負債正味財産の部合計2,580万476円。3、財産目録、令和7年3月31日現在、普通預金、各金融機関合計で2,393万7,454円。現金5万1,000円。計2,398万8,450円。4、正味財産増減計算書、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

1、経常収益、合計は次の頁になります。1から7までの合計で、経常収益計7,545万9,263円。2、経常費用1から8まで、合計で7,012万3,268円。当期経常増減額533万5,995円。3、経常外収益、4、経常外費用についてはありません。税引き前当期一般正味財産増減額533万5,995円、法人税住民税及び、事業税、35万5,800円。当期正味財産増減額498万195円。正味財産期首残高、625万9,912円。正味財産期末残高は1,124万107円。

次の頁になります。続きまして第14期事業計画及び収支計画について説明いたします。令和7年4月1日から令和6年、6、令和7年6月30日までになります。事業計画、町の活性化を目的として設立された当協会の第14期の事業計画は、設立当初に設定した各種事業実績において、一定の役割を果たしたと考えられることから、令和7年度中の解散に向けた事業整理等を実施してまいります。なお解散までの期間においても、ハンドメイドショップラコリーヌの管理運営等に取り組むとともに、活性化交流施設管理運営事業においては、丘のまち交流館bi.yellのギャラリー展示がより充実するよう、訪れた人々の交流が広がるよう適切な管理運営を継続させ適切な引継ぎのもと、当協会の精算を進めてまいります。

2、収支計画、収入、1、基本財産運用収入、1,000円。2、補助金収入1,080万3,000円、3負担金収入2,477万2,000円。4、使用料収入、153万円。5、事業収入はありません。6、雑収入9万9,000円。7、繰越金1,000円。計予算額3,720万6,000円。支出1運営費840万8,000円。2、事業費2,879万6,000円。3、予備費2,000円。計予算額3,720万6,000円。以上で報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） いや、事業報告書を見る限りはこれ、全然経営的には問題ないっていう風になってるし、事業計画でも一定の役割を果たしたという風に考えてますけども、これ役

割を果たしてるんだったら、やっぱりこれ解散する必要がないんじゃないかなっていう風にやっぱり考えるんですけども、これ解散する納得のいく理由を問います。もう一つ、さっきビ・エールの契約が来年3月まで残ってるっていう、これ改修なかったら解散したらもう契約もなくなると思うんですけどこの辺もう一度ちょっと説明お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(高島和浩君) 活性化協会につきましては令和7年度で解散するという事で、事業計画のほうこのように立てておりますけれども、ここにも書いてありますけれども、これまで活性化協会として取り組んできた設立来取り組んできた事業につきましては当初、雇用でありますとか移住でありますとか、様々な事業あったかと思うんですけども、一定数です、役場のほうに引き継いだりですね、観光協会のほうに引き継がれていったりと。それぞれの事業がですね、各部門で行われてきたというところもありまして、残った事業につきましても、ある程度整理をして各それぞれの部署で対応するという事の方針に従いまして、このような解散になったという風に思っています。それから契約についてはですね、当初は4月1日現在で施設管理等に関わります契約については、活性化協会ということで契約しておりますけれども、理事会の中で6月30日をもって解散するという事で理事会の承認がありましたのでそれに従って、契約は年度年度で契約はしておりますけれども6月30日ということで、活性化協会の契約はそこまでになるかと思えます。ただし当初4月1日の現段階で、施設管理等に伴う契約につきましては、1年間で契約されておまして、それに従ってそのあと本来であれば、指定管理者が決めればその指定管理者に契約が引き継がれるということなんですけども、そのあと美瑛町ということで直接、町のほうで管理するという事になりますので、今後の契約については町のほうで管理されるということ。契約が継続されるという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柁議員。

○4番(興柁勝也議員) 4番、興柁です。どんどんどんどん仕事を引き継がれていった、仕事なくしていったっていうのは、何かこれ、活性化協会ではやれないっていうことで、引き継がれていったということになるんでしょうか。

それともう一つ、今年、今年度の収支で、交流施設の施設管理に2,600万上がってるんですけども、これは、だから半分ぐらい戻って、町のほうに返されるっていう話になってくるんでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高島和浩君） まあ、やれないからかと言われるとですね、各当初活性化協会設立のときにはですね、それぞれの町の活性化を図るべく、賑わいづくりを創出するために、一つの組織にいろいろな業務を集めてプロパーとして、実施するということの方針だったかと思えますけれども、13年経ってですね、それぞれの部署、役場なり、観光協会なり、それぞれの部署でそれぞれの担当の部署のところで、その業務を持つということのほうが、町の事業としての推進が図られるという判断だという風に思います。

それと何でしょう。ごめんなさい。はい、すいません。失礼しました。今回の事業予算の中の2,600万、ピ・エールの施設管理運営費についてはですね、指定管理としていただいているものの大半が施設の人件費であったり、例えば光熱水費ということになりますので、当然その用途に合わせて4月から6月までは使うということになりますけれども、委託料として頂いたものを支出してるわけなんですけれども、当然、6月で契約が切れますので、残りの月数に応じたものは町に委託料は戻されるという風に解釈し、という風になります。はい、以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

---

日程第25 意見書案第4号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業  
施策の充実・強化を求める意見書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第25、意見書案第4号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書についての件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

13番、高田紀子議員。

（13番 高田 紀子議員 登壇）

○13番（高田紀子議員） 意見書案第4号、要約をもって朗読申し上げます。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、意見書案第4号の件を採決します。意見書案第4号、ゼロカーボン北海道の実現にする森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第4号の件は決議することとし、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第26 意見書案第5号 国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書  
について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第26、意見書案第5号、国内農業を犠牲としない日米関税交渉などを求める意見書についての件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

8番、坂田議員。

（8番 坂田 昌則議員 登壇）

○8番（坂田昌則議員）

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、意見書案第5号の件を採決します。意見書案第5号、国内農業を犠牲としない日米完全交渉などを求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第5号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第27 意見書案第6号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第27、意見書案第6号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

13番、高田紀子議員。

(13番 高田 紀子議員 登壇)

○13番(高田紀子議員) 意見書案第6号、要約をもって朗読申し上げます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第6号の件を採決します。意見書案第6号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める。意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第6号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第28 意見書案第7号 2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第28、意見書案第7号、2025年失礼しました。2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を議題といたします。

本件について、出席説明を求めます。

(「はい」の声)

11番、谷本憲一議員。

(11番 谷本 憲一議員 登壇)

○11番(谷本憲一議員)

(意見書案の朗読を省略する)

どうかよろしくをお願いします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第28、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、2025年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第29 意見書案第8号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第29、意見書案第8号、地方財政の充実強化に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

6番、青田知史議員。

(6番 青田 知史議員 登壇)

○6番(青田知史議員) 意見書案について、朗読をもって趣旨説明をいたします。

(意見書案の朗読を省略する)

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第29、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号、地方財政の充実強化に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第8号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第30 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など  
教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第30、意見書案第9号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元など、教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

3番、京屋愛子議員。

(3番 京屋 愛子議員 登壇)

○3番(京屋愛子議員)

(意見書案の朗読を省略する)

よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第30、意見書案第9号の件を採決します。意見書案第9号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元など、教育予算拡充と豊かな学びを求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第9号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第 3 1 意見書案第 1 0 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改訂版)  
を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を  
求める意見書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第 3 1、意見書案第 1 0 号、道教委これからの高校づくりに関する指針(改訂版)を見直し、すべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

5 番、保田議員。

○5 番(保田 仁議員)

(意見書案の朗読を省略する)

以上提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 3 1 議案、意見書案第 1 0 号の件を採決します。意見書案第 1 0 号、道教委これからの高校づくりに関する指針(改訂版)を見直し、すべての子供に豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第 1 0 号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第 3 2 議員の派遣について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第 3 2、議員の派遣についての件を議題とします。

本件について、地方自治法第 1 0 0 条第 1 3 号の 1 3 項及び美瑛町議会会議規則第 1 2 7 条の規定に基づき、別紙のとおり、議員の派遣をしたいと思えます。

お諮りします。本議会は別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣する派遣をすることに決定いたしました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、ご了承願います。

---

### 日程第33 所管事務調査の申出について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第33、所管事務調査の申出についての件を議題とします。

本件について、総務文教常任委員会委員長、八木幹男議員。産業経済常任委員会委員長、山本賢一議員、議会運営委員会委員長保田仁議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申出がありました。

お諮りします。本件については各委員長からの申出のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって本件は各委員長の申出のとおり承認することに決定いたしました。なお、派遣地、尚、調査事項等に変更が生じた場合には議長において承認したいと思いますので、ご了承願います。

---

### 閉会宣告

---

○議長(野村祐司議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和7年第4回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

---

### 閉会挨拶

---

○議長(野村祐司議員) 閉会に当たりご挨拶を申し上げます。長い間論議をしておりました本定例会で、駐車場利用税、宿泊税に関する条例が承認されました。理事者におきましては、今後、この条例を有用な活用、有効な運用をお願いすることを申し上げまして、閉会の挨拶いたします。大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後2時33分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年9月9日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 保 田 仁

議員 白 石 久 代